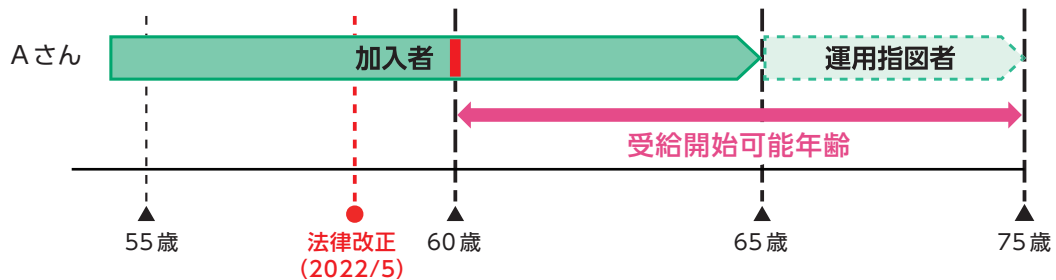


60歳以降のiDeCo加入(掛金の拠出)について



Aさん

iDeCoに加入(または加入を検討)しており、**2022年5月以降に60歳を迎える方**



60歳到達時の加入継続手続き

【第2号被保険者の方】

自動的に掛金は継続され、**手続きは不要**です(第2号でなくなった場合は任意加入者への種別変更手続き等が必要です)

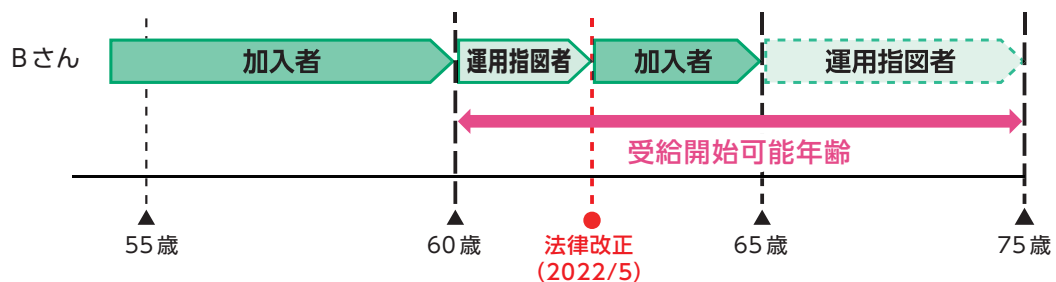
【第1号、第3号被保険者の方(第2号から任意加入者となる方を含みます)】

60歳到達の1ヵ月前までに、「任意加入者への種別変更届」と「任意加入被保険者用別紙※」の提出が必要です(届出なしや遅延した場合は、60歳到達により、自動的に加入者資格を喪失します。Bさんと同様の(再)加入手続きが必要です。)



Bさん

iDeCoに加入(または加入を検討)しており、**2022年4月までに60歳を迎えられた方**



2022年5月以降の加入手続き

【第2号被保険者の方】 「加入申出書」と「事業主証明書」を提出

【国民年金任意加入者の方】 「加入申出書」と「任意加入被保険者用別紙※」を提出

(再加入の手続き完了後、再度、国民年金基金連合会より「加入確認通知書」が送付されます。同通知書到着後に、必ず配分指定を行ってください。)

※「任意加入被保険者用別紙」には、「任意加入中」、「任意加入手続き中」または「任意加入手続き予定」であることを記入します。

【ご留意事項】

●「**受給開始可能年齢**」は60歳到達時の「**通算加入者等期間**」により決定されます。**同期間が10年に満たない場合の受給開始可能年齢は右記のとおりです**。60歳を超えて新規加入する方の受給開始可能時期は、**加入から5年後**となります。(「通算加入者等期間」とは企業型DC加入者期間、同運用指図者期間、iDeCo加入者期間、同運用指図者期間、他の企業年金制度等から資産移換の対象となった期間の合計から重複期間を除いたものです)

●iDeCoを受給(年金で受給中の方も含む)された方は、加入することはできません。(企業型DCを受給済または受給中であっても加入可能です。)

●公的年金を繰上げ請求された方は、加入することはできません。(加入後に公的年金を繰上げ請求した場合、加入者資格を喪失し、運用指図者となります。)

●掛金拠出終了後、受取り完了までの間は運用指図者となります。

●国民年金の任意加入制度については、日本年金機構へお問合せください。(任意加入手続きは、60歳の誕生日前日から可能となります)

8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1ヵ月以上2年未満	65歳

iDeCoに係る法改正について 詳しくはこちらをご覧ください

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/ideco/amendment.html>

【個人型確定拠出年金(iDeCo・イデコ)についてのご注意事項】

●税制メリットをお受けいただくには、個人型確定拠出年金制度で定められている条件を満たしていただく必要があります。●掛金は原則として60歳まで引き出すことができません。●個人型確定拠出年金に加入いただくと、原則として途中脱退できません。●加入要件に合致しない等によりお申込みをお受けすることができない場合がございます。●加入される場合には所定の手数料がかかります。●掛金の運用方法については複数の運用商品の中からお客さまご自身でお選びいただけます。運用結果によっては掛金元本を下回ることがあります。運用商品の内容については、専用コールセンターや、ホームページでご確認いただけます。●会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。

